

農業機械技術クラスター事業 委託業務実施要領

令和 7 年 7 月
(令和 7 年度以降採択課題用)

国立研究開発法人農業・食品産業技術総合研究機構
農業機械研究部門

目 次

1. 事業の概要	1
1) 事業の趣旨	1
2) 事業内容	1
3) 研究実施期間	1
4) 研究開発プロジェクトの分類	1
5) 研究実施要件	2
2. 事業実施関係	2
1) 事業の実施・推進	2
(1) 試験研究計画の構成と研究実施体制	2
(2) 試験研究計画の作成	3
(3) 委託契約の締結	3
(4) 研究の運営・進行管理	3
2) 研究成果の報告・普及等	4
(1) 研究成果報告書の提出	4
(2) メディア、学会、シンポジウム等における発表	4
(3) アウトリーチ活動	5
(4) 農機研主催の発表	5
(5) 研究終了後のフォローアップ調査	6
3) 研究評価	6
(1) 基本的な考え方	6
(2) 農業機械技術検討委員会の構成	6
(3) 評価方法等	6
4) 事業実施期間終了後の責務	6
3. 提出書類の様式等	6
4. 契約事務及び研究成果に係る知的財産権の取扱い	7
○本実施要領への問合せ	7

1. 事業の概要

1) 事業の趣旨

農業構造の大きな変化の中で、新たな農業機械の開発及び生産体系の確立に当たっては、競争力強化に役立つ先端技術開発を進めること、農業機械の低コスト化に向けた取組を進めること、農作業安全の一層の強化を図ることが求められています。

競争力強化については、スマート農業の展開が急務となっています。また、異分野の企業や研究機関とも連携したロボット技術体系の早期構築、野菜・果樹等地域農産物に係る未機械化分野の機械開発が必要となっています。

低コスト化については、農業機械の国際化も視野に入れた仕様の標準化の取組、農業機械の道路走行対応などの技術的観点や社会システムなど横断的な取組が必要となっています。

農作業安全については、関係省庁や地方自治体と連携した事故実態調査及び分析を徹底的に行い、リスク分析に基づいた農作業安全に資する技術開発が必要となっています。また、今後普及が見込まれる農業ロボットの安全確保が求められています。

国立研究開発法人農業・食品産業技術総合研究機構 農業機械研究部門（以下「農機研」という。）では、これらの課題に着実に対応するため、先端・基盤研究の拠点機能、安全検査や安全研究の拠点機能、担い手ニーズに応じた開発改良の結節点機能を果たすべく、熱意のある皆様とともに新たな農業機械化を推進するための幅広い産学官連携のプラットフォームとして、平成30年4月に「農業機械技術クラスター」を立ち上げました。

2) 事業内容

農業現場で緊急的に解決すべき課題や将来の農業のあるべき姿を見据えて取り組むべき課題を調査・選定し、機械の実用化といった明確な出口を持った研究開発を実施します。また、必要に応じ、研究開発した機器及び技術の現場実証も実施します。

3) 研究実施期間

研究実施期間は、研究実施課題により異なりますが、おおむね3年程度としています。ただし、委託契約については、毎年度行います。

なお、当初の計画目標に照らして著しく進捗の悪い試験研究計画、十分な成果達成が見込めない試験研究計画等については、委託試験研究の実施期間の途中であっても試験研究計画全体又は試験研究単年度計画の一部を中断する場合があります。

4) 研究開発プロジェクトの分類

研究開発プロジェクトの分類は、以下の4つとします。

- (1) 地域の課題解決のための農業機械開発
- (2) 開発を一層加速化するための革新的な実用化技術開発
- (3) 次世代の革新的な機械・装置の萌芽となる技術開発
- (4) 農作業安全の研究成果や農業機械技術クラスター事業にて開発した機器の現場導入における効果を検証

5) 研究実施要件

本事業の研究の実施に当たっては、以下の要件があります。

- (1) 研究開発の実施に当たっては、原則として、国立研究開発法人、大学、民間企業、公設試、地方公共団体、生産法人等で構成される研究開発コンソーシアムを設立してください。

また、コンソーシアムは次の要件を満たすことが必要となっています。

ア コンソーシアムと農機研が契約を締結するまでの間に、a) b) いずれかの方式によりコンソーシアムを設立します。

a) 実施予定の研究課題に関する規約を策定すること（規約方式）

b) コンソーシアムに参加する機関が相互に実施予定の研究課題に関する協定書を交わすこと（協定書方式）

イ コンソーシアムを組織して共同研究を行うことについて、コンソーシアムに参加する全ての機関が同意していることが必要となっています。

- (2) コンソーシアムには、原則として、市販化を担当する民間企業等が参画することが必要となっています。本事業の成果が、研究として終わるのではなく、実用化し、生産現場等へ社会実装することを前提としております。

- (3) 研究期間終了後においても、研究成果の活用が十分になされるような継続的な研究実施体制を整備することをお願いしております。

2. 事業実施関係

1) 事業の実施・推進

(1) 試験研究計画の構成と研究実施体制

① 試験研究計画の構成

試験研究計画の内容を研究項目ごとに構成し、そのうち一番大きな区分を「大項目」、次に大きな区分を「中項目」と呼び、研究項目ごとの目標を明確にした研究実行計画を作成します。

② 研究実施体制

研究目標を達成するために必要な人員（研究実施者、研究補助者及び事務担当者等）の確保を図り、研究実施体制を整備してください。農機研は、採択後速やかに当該課題を担当する農機研の研究代表者（以下「研究代表者」という。）をコンソーシアムにお知らせします。コンソーシアムは、研究代表機関（以下「代表機関」という。）に研究実施責任者（研究実施者のうちの1名。）及び経理統括責任者を、構成員ごとに責任者として研究実施責任者及び経理責任者を配置してください。なお、本事業による賃金・旅費等の支給には、当該年度に提出していただく研究実施体制(様式参照)に記載されている人員であることが必要となっています。

（２）試験研究計画の作成

研究実施責任者は、研究の効率的・効果的な進行管理のため、採択後速やかに研究代表者と密に連携をとって、研究実行計画書（以下「全体計画書」という。様式参照）を作成し、研究代表者を通じて農機研に提出してください。全体計画書には、研究の達成目標、試験研究計画の概要（全体計画、年度ごとの具体的計画）、予算、コンソーシアムの構成、農機研の研究担当者を含めた研究実施体制等を記載していただきます。

原則として、前年度の研究成果の評価を踏まえ、次年度の試験研究計画の検討を行っていただきます。必要があれば全体計画書の見直しを行った上、次年度の試験研究計画を確定し、修正した全体計画書を農機研に提出していただきます。

年度内で実施計画の変更が生じないように、十分な検討を行って年度ごとの試験研究計画を作成してください。

（３）委託契約の締結

農機研は、原則としてコンソーシアムの代表機関又は管理運営機関（以下「代表機関等」という。）との間で委託契約を締結します。コンソーシアムの構成員との個別の契約は行いません。委託期間開始日以後に発生した経費であって、試験研究計画の内容に合致した経費を試験研究に係る委託経費として認めます。次年度以降も研究を継続する場合、原則として次年度の４月１日が試験研究開始日となります。

研究実施期間中継続して試験研究を行う場合には、前年度の研究成果の評価によるコメント等を踏まえて次年度の試験研究計画を作成し、それに基づき年度ごとに委託契約を締結します。その際、委託期間は当該年度の４月１日から翌年の３月３１日となりますので、当該年度の試験研究計画に合致していれば、その間に発生する試験研究にかかる経費は委託経費として計上することが可能です。なお、仮に契約締結に至らない場合には、４月１日以降に使用する経費が各構成員の自己負担となることがありますのでご注意ください。

（４）研究の運営・進行管理

農機研は、農業機械技術検討委員会の助言・評価を踏まえて、代表機関と密接な関係を維持しつつ、本事業の目標の達成が図られるように運営進行管理を行います。

代表機関は、担当する試験研究計画の推進を図るため、研究代表者と連携して、毎年度の設計検討会、現地検討を含む中間検討会、成果検討に係る成績検討会等を開催してください。参集範囲は、研究実施者、農機研職員、研究代表者が必要と認めた者とします。会議を開催する場合には、開催要領等の資料（開催会議の名称、日時、場所、出席予定者が記載されているもの）を研究代表所及び農機研にメールでご連絡ください。なお、各構成員が主催する会議で開催に必要な経費（会場借料等）については、委託経費の中から支出可能です。

2) 研究成果の報告・普及等

(1) 研究成果報告書の提出

① 基本的な考え方

研究代表者は研究実施者の研究成果を取りまとめた上で、課題全体の研究成果報告書を作成します。研究成果報告書等の作成及び提出については、農機研から指示します。なお、本事業の研究成果とする論文や特許等は、以下の要件を満たす必要があります。

ア 論文等

- ・ 「研究成果発表事前通知書」(様式参照)を提出しているもの。
- ・ 謝辞等に「農業機械技術クラスター事業」による成果である旨の記載があるもの。
- ・ 印刷等公表されているもの又は掲載を受理されているもの。

イ 特許等

- ・ 「特許権等出願通知書」(様式参照)を提出しているもの。

② 研究実施年度に応じた研究成果報告書

各構成員(代表機関を含む)の研究実施責任者は、農機研が示す様式にのっとり、当該年度における研究の実施状況及び研究成果、次年度の試験研究計画、研究成果発表の実績、特許権等の取得状況等について取りまとめた研究成果報告書を研究代表者を通じて農機研に提出してください。研究代表者は、各研究実施責任者作成の研究成果報告書を取りまとめ、課題全体の研究成果報告書を作成します。なお、提出いただいた報告書を取りまとめた課題全体の研究成果報告書については、農機研の内部評価や農業機械技術検討委員会による外部評価の資料としますが、非公開とします。また、当該年度の研究成果については、研究成果報告書提出後の成果や研究進行に係る諸会議での指摘事項を踏まえて、研究成果報告書を修正し、実績報告書(様式参照)に添付して提出してください。

(2) メディア、学会、シンポジウム等における発表

① 基本的な考え方

研究代表者及び研究実施責任者等(以下「研究代表者等」という。)は、本事業の研究内容や得られた研究成果について、メディア(新聞、テレビ等)・プレスリリース、学会、セミナー、シンポジウム、イベント等での発表、論文・雑誌への投稿、パンフレット・ポスターの作成、ウェブサイトへの掲載等を行う場合、その概要を事前に書面にて農機研にお知らせください。

なお、得られた研究成果について知的財産権を取得した場合又はそれを公表した場合は、可能な限り第三者に公開及び閲覧が可能な状態を確保するように努めていただきます。

また、研究内容及び成果に関する発表等を行う場合は、農機研による本事業に係る研究内容及び成果であることを明示してください。明示されていない場合には、本事業による研究内容及び成果として認めません。公表することとなった成果については、事業方針や知的財産権に留意(出願前に研究成果の内容を公表した場合、新規性が失われるため、一部例外を除き、知的財産権を取得することができなくなります。)しつつ、積極的な発表・普及に努めてください。

② 発表に当たっての留意事項

本事業の研究内容及び成果について、発表等を行う場合には、代表機関等を通じて、「研究成

果発表事前通知書（様式参照）」の電子ファイルを事前に農機研に提出してください。

なお、事前報告がなされていない場合には、原則、本事業による研究内容として認められませんので、ご注意ください。

本事業等の名称については次のとおりとし、研究内容及び成果の発表等を行う場合は、統一的にこれらを使用してください。

- ・事業名称：農業機械技術クラスター事業
- ・英語事業名：Agricultural Machinery Technology Cluster Project
- ・正式組織名称（日本語）：国立研究開発法人農業・食品産業技術総合研究機構 農業機械研究部門
- ・正式組織名称（英語）：Institute of Agricultural Machinery, National Agriculture and Food Research Organization
- ・日本語組織略称：農研機構 農機研
- ・英語組織略称：IAM/NARO
- ・本事業によるものであることの記載例

（和文例）：「本研究（又は本研究の一部）は、農研機構農機研の農業機械技術クラスター事業により行った。」

（英文例）：” This research was performed by Agricultural Machinery Technology Cluster Project of IAM/NARO. ”

学会・シンポジウム・セミナー等での発表（ポスター発表を含む。）の場合は、発表要旨やプレゼン資料において本事業によるものであることを明記するとともに、発表の際に口頭にて本事業によることを発言してください。ただし、スペースの都合等やむを得ない場合には、発表要旨に記入せず、口頭発言のみの対応でも可能とします。

コンソーシアム又は各構成員が本事業に関連したシンポジウム、セミナー、ワークショップ、研究会等を開催する際、農機研へ後援を依頼したい場合には、農機研に事前に相談し、会合の趣旨、プログラム等を添付した「後援依頼申請書（様式参照）」を開催の1か月以上前に提出して承認を得てください。

（３）アウトリーチ活動

本事業の研究活動の内容や成果を社会や国民に対して分かりやすく説明し、興味や関心を持ってもらうこと（アウトリーチ活動）にも積極的に取り組み、地域の普及のみならず広範な普及を目指すためにもアウトリーチ活動に積極的に取り組んでください。

（４）農機研主催の発表

本事業の推進に当たって、国民に分かりやすい形で研究内容及び研究成果の情報提供を行うため、各種展示会等を活用して、研究内容及び研究成果を発表します。その際に、試験研究計画の研究代表者等には、研究成果を発表していただくことがあります。

(5) 研究終了後のフォローアップ調査

研究終了後に、本事業の成果を対象に、成果の普及・活用状況等について追跡調査を行うことがありますので、ご協力をお願いすることがあります。

3) 研究評価

(1) 基本的な考え方

農業機械技術クラスター事業委託研究課題の評価は、農機研が定める評価基準に基づき実施します。

農機研職員による内部評価と農業機械技術検討委員会による外部評価を実施します。評価結果は、試験研究計画の見直し、委託研究費の配分等に反映されます。

(2) 農業機械技術検討委員会の構成

農業機械技術検討委員会は、生産者、流通関係者、関係団体、有識者等で構成され、農機研所長が委員会委員として委嘱します。

(3) 評価方法等

委託研究課題について、研究期間に応じて単年度評価と終了時評価を実施します。

単年度評価は、各年度に達成すべき研究実施計画の目標に対する達成度合い、次年度の研究実施計画の改善方策等について、総合的な観点で実施します。

終了時評価は、研究実施計画の達成目標に対する達成度合いや社会への普及見込み等について、総合的な観点で実施します。

4) 事業実施期間終了後の責務

事業実施期間終了後も、代表機関等及び各構成員には引き続き次の義務がありますので、ご留意ください。

- ・帳簿等の保管（委託契約期間が終了した日が属する年度の次年度4月1日から起算して5年間）
- ・継続使用中の物品の適正な管理（継続使用期間が終了するまで）
- ・特許権等の適正な取扱い（対象事由が消滅するまで）
- ・不適正な経理処理、研究活動の不正行為等に対する措置（対象事由が消滅するまで）
- ・事業実施期間終了から一定期間経過後に行うフォローアップ調査、成果普及、アウトリーチ活動への協力（対象事由が消滅するまで）

3. 提出書類の様式等

本実施要領に係る各様式については、農機研のウェブサイトに掲示しますので、下記のアドレスをご参照ください。

URL：<https://www.naro.go.jp/org/iam/cluster/download/index.html>

4. 契約事務及び研究成果に係る知的財産権の取扱い

契約事務及び研究成果に係る知的財産権の取扱い等については、別に定める「農業機械技術クラスター事業 委託業務研究実施要領 ～事務処理関係編～」によるものとします。同要領は、下記のウェブサイトに掲示してあります。

URL：<https://www.naro.go.jp/org/iam/cluster/download/02.html>

○本実施要領への問合せ

国立研究開発法人農業・食品産業技術総合研究機構 農業機械研究部門

農業機械技術クラスター事務局

住 所：〒331-8537 埼玉県さいたま市北区日進町一丁目 40 番地 2

TEL：048-654-7040

問合せ URL：https://prd.form.naro.go.jp/form/pub/naro01/cluster_contact